

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 54 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、義母が A 市役所 B 支所か C 納税組合で納付していたはずであり、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「義母が昭和 51 年 9 月頃に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、同支所か C 納税組合で国民年金保険料を納めたはずである。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により 54 年 5 月 25 日に払い出され、51 年 9 月 18 日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間のうち、同年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が国民年金の加入手続をしたと主張する昭和 51 年 9 月から 54 年 5 月 24 日までの期間に A 市に払い出された手帳記号番号を確認したが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、納税組合では原則として過年度保険料を取り扱っていない上、A 市役所では、「当時の

国民年金担当職員に聴取したところ、過年度保険料納付書を市役所に備え付ける等の便宜は講じていなかった。」と回答している。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとされる申立人の義母から聴取しても、「納税組合が毎月集金に来たときに納付していた。」とするほかに、加入手続及び保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

その上、申立人及び申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森厚生年金 事案 830 (事案 771 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 15 日から 45 年 4 月 12 日まで
② 昭和 46 年 11 月 15 日から 47 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 48 年 11 月から 49 年 4 月まで
④ 昭和 49 年 11 月から 50 年 4 月まで
⑤ 昭和 50 年 11 月から 51 年 4 月まで
⑥ 昭和 51 年 11 月から 52 年 4 月まで
⑦ 昭和 52 年 11 月から 53 年 4 月まで
⑧ 昭和 53 年 11 月から 54 年 4 月まで
⑨ 昭和 54 年 11 月から 55 年 4 月まで
⑩ 昭和 55 年 11 月から 56 年 4 月まで

私はA社B工場に勤務した申立期間③から⑩までの厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認地方第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできないため、年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。しかし、この時の調査で、元同僚が文書で回答した内容について、第三者委員会において誤った判断がなされていると思った点と、同社同工場の当時の労務担当者とは厚生年金保険の加入を条件に出稼ぎに行ったことは間違いないこと、及び当時の事務長も厚生年金保険に加入させるよう部下を指導していたと証言していることから再調査してほしい。

また、今回新たに追加で申し立てる申立期間①及び②についても元同僚と一緒にA社B工場に出稼ぎに行っており、その元同僚は厚生年金保

険に加入となっていることから、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③から⑩までに係る申立てについては、i) A社本社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、資料提供することができない。」と回答している上、同社B工場は、「平成4年以降の人事記録は確認できるが、申立期間当時の取扱いは分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかつたこと、ii) 申立人が名前を挙げた元同僚10人のうち、3人は死亡し、連絡の取れた7人のうち、5人は、「厚生年金保険の取扱いは分からない。」と供述しており、他の二人は、「全員加入していた。年金の加入はきちんとやってくれていた。」と供述しているものの、これら10人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、その供述とは符合しないこと、iii) A社B工場は昭和48年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けで同社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が136人確認できるところ、当時の同社B工場の事務長は、「申立人は、6か月と勤務期間も長く社員と同じように勤務していたので、厚生年金保険に加入させるよう部下を指導していた。」と供述しているものの、当時の労務担当者は既に死亡しており、厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることができないこと、iv) A社における申立期間③から⑩までに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「前回の調査で元同僚が文書で回答した内容について、誤った判断がなされていると思った。」、「A社B工場の元労務担当者とは厚生年金保険の加入を条件に出稼ぎに行ったこと、及び当時の事務長も厚生年金保険に加入させるよう部下を指導していたと証言している。」と主張し、再調査を希望したものである。

しかしながら、元同僚からは申立人の厚生年金保険料控除について新たな供述を得ることはできなかつた上、A社B工場の当時の事務長は、前記のとおり「申立人は、6か月と勤務期間も長く社員と同じように勤務していたので、厚生年金保険に加入させるよう部下を指導していた。」と供述しているものの、当時の元労務担当者は既に死亡しており、申立

人の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について証言を得ることはできず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①及び②について、元同僚の供述から、申立人が当該期間頃、A社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社本社及び同社B工場では、前記のとおり、申立期間①及び②当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が一緒に出稼ぎに行ったとして名前を挙げた元同僚3人について、一人は、「4回出稼ぎに行った。厚生年金保険の手続きはきちんとしていたと思う。」と供述しているところ、厚生年金保険の加入記録は全て確認できるものの、他の一人は、「4回出稼ぎに行った。季節雇用だから厚生年金保険に加入していないと思っていたが、年金受給時に加入記録のあることを初めて知った。」と供述しているが、厚生年金保険の加入記録は3回、もう一人は、「4回から5回出稼ぎに行った。厚生年金保険料は控除されていたと思っていた。」と供述しているが、厚生年金保険の加入記録は2回となっていることを踏まえると、必ずしも全ての出稼ぎ期間について厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間②について、上記元同僚3人のうち二人は、「申立人と一緒に勤務した。」と供述しているものの、いずれの同僚もA社B工場における当該期間に係る厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立期間①及び②のA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。